

令和 5 年

郡山市教育委員会

5 月定例会議事録

令和5年 郡山市教育委員会5月定例会議事録

日 時	令和5年5月25日(木)午後3時00分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 教育総務部次長兼生涯学習課長 学校教育部次長((併)こども部次長) こども部次長((併)学校教育部次長) 中央公民館長 中央図書館長 美術館副館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 文化スポーツ部次長兼文化振興課長 教育総務部総務課長補佐 学校教育部学校管理課長補佐 教育総務部総務課総務管理係長	寄 金 孝 一 嶋 忠 夫 渡 部 洋 之 宗 形 直 美 佐 藤 香 伊 藤 克 也 渡 邊 信 幸 莊 原 文 彰 杉 原 聡 二 瓶 元 嘉 日 下 明 彦 中 目 雅 彦 新 田 泰 尋 穴 戸 秀 明 植 村 健 阿 部 義 登 安 彦 直 人
	書 記	飯 村 誠

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
議案第 18 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（条例）
議案第 19 号 郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について
議案第 20 号 令和 5 年度 6 月補正予算について
- 5 そ の 他
（1）校則等の見直しに係る取組の調査結果の概要について
（2）開成館の総点検事業の結果及び改修方針について
（3）（仮称）歴史情報・公文書館施設整備事業について
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 5 年 5 月定例会を開会いたします。
なお、本日は、傍聴人はおられません。
はじめに、令和 5 年 4 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和 5 年 4 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告として 2 件、御報告いたします。
はじめに、令和 5 年度福島県市町村教育委員会連絡協議会定期総会において、阿部亜巳教育長職務代理者が長年にわたる教育委員としての御功績により、表彰されました。ここに改めまして、阿部教育長職務代理者の長年にわたる御尽力に対し、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

本会議の詳細については資料を参照してください。

最後に、5月18日から19日にかけて開催されました第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会帯広大会に出席してまいりました。内容につきましては、文部科学省の説明、各都市の実践発表、意見交換がありました。それぞれの実践の内容につきまして本市の教育行政に活かしてまいりたいと思います。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長

次に「4 議事」と「5 その他」について、一括して議題といたします。本定例会には、議事として議案第18号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（条例）」、議案第19号「郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について」、議案第20号「令和5年度6月補正予算について」の以上、3件が提出されております。また、その他として、(1)「校則等の見直しに係る取組の調査結果の概要について」、(2)「開成館の総点検事業の結果及び改修方針について」、(3)「(仮称)歴史情報・公文書館施設整備事業について」の以上、3件が提出されております。

議事の「議案第18号」、「議案第20号」及び「その他(2)」につきましては、郡山市議会6月定例会への提出案件、「議案第19号」については、人事案件でありますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規程に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。「議案第18号」から「議案第20号」までの案件の審議、並びに「その他(2)」について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第18号」から「議案第20号」までの案件の審議、並びに「その他(2)」については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「6各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認め、はじめに「5 その他」に入ります。それでは、(1)「校則等の見直しに係る取組の調査結果の概要について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長

それでは、その他（１）「校則等の見直しに係る取組の調査結果の概要について」説明をいたします。

令和５年４月の定例会におきまして、阿部教育長職務代理者から校則の現状について質問をいただきましたが、学校教育推進課におきまして令和５年１月、市立学校 78 校を対象に調査を行いました。「５ 調査結果」をご覧ください。学校数につきましては義務教育学校の前期課程を小学校、後期課程を中学校とし、計 78 校としております。（１）「校則等がありますか」の質問に対し、校則があるが 77 校、校則がないが 1 校でした。校則がないと回答した学校は小規模校であり、校則がなくても支障がないとのことでした。（３）「校則等を５年以内に見直しましたか」の質問に対し、中学校では約 93%にあたる 26 校で、小学校では約 82%にあたる 42 校で見直しを行っております。（５）「校則等を見直す際に関わったのは誰ですか」については、児童生徒、教職員の他、保護者や地域の方が関わった学校もありました。（６）「どのような内容を見直しましたか」については、運動靴の色、ソックスの色や形、女子の制服にスラックスを導入、男女の頭髪について等が多く、また SNS の使用や放課後の過ごし方等、自分たちの生活について児童生徒に考えさせ、ルール化したという学校もありました。令和４年 12 月の文部科学省における生徒指導提要の改訂により、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないものについては、改めて学校の教育目標に照らして、適切な内容か、現状に合う内容か、本当に必要なものか、絶えず見直しをすることが求められるということから、今後も適切に見直しを図られるよう各学校に助言をしまいたいと思います。

阿部教育長職務代理者

時代に合わない校則に対する新聞報道や、また弁護士会においても校則を杓子定規に生徒に適應することが、人権を守るという観点から問題があることもあり、質問いたしました。

アンケートを見ると郡山市内においては校則の意義や意味を適宜、見直しているということがわかりました。東北地方なので、冬場、寒さが厳しい中、スカートだけでなくスラックスを導入したり、防寒対策として、ひざ掛けを許可する等、生徒たちが風邪を引くことなく、快適に過ごせるような取り組みを進めていることは素晴らしいと思います。先生方は、忙しいと思いますが、変えようと思わないと、変わっていかないことかと思しますので、現在の取り組みを各学校で進めていただければと思います。

藤田委員 各学校での校則の追加、削除等がされた過程について明らかになっている学校はありますか。例えば、生徒からの意見であれば生徒会に意見を寄せ、会議が開かれて多数決をとるというルール作りがあるかどうかということです。

学校教育推進課長 今回はそこまでの調査項目を加えていませんでした。

藤田委員 自分が中学生の時に、頭髪に関して坊主の指定があったので、その緩和のために生徒たちと協力して頭髪の校則を、生徒会を通して変えたことがありました。校則を変更することが、生徒たちも民主主義の過程を学ぶ良い経験になると思います。例えば、何か意見があるときは大きな声を出すのではなく、生徒会に提言し生徒会で取りまとめて、学校と対話をする。あるいは、保護者からの意見であればPTAを通じて会議を開く、地域であれば、こういった窓口があるのか調べる、といったように内容に応じてシステム化することもできるのではないのでしょうか。また、総会における議決や、簡易なものであれば朝の集会で提案する、投票システムを作る等、色々な方法があると思うので、負担にならない範囲で、整理していただき、民主主義を学ぶ機会にしていきたい。声の大きさや、意見があっても声を出さない人が無視される世界ではない、そういったシステムがありルール作りがされているんだという学びの機会と捉えると良いのではないかと思います。

教育長 ありがとうございます。御意見として伺って、学校の校則の見直しの際に教育委員会からの助言としていきたいと思います。また、今後の調査の際にはどのような過程で見直しされたのか項目として追加するのも良いのではないのでしょうか。

その他、何か御意見等ありますでしょうか。

(なし)

教育長 ないようですので、次に(3)「(仮称)歴史情報・公文書館施設整備事業について」、事務局の説明を求めます。

文化振興課長 それでは、その他(3)「(仮称)歴史情報・公文書館施設整備事業について」説明をいたします。

まず、事業の目的についてであります。1番目に本市の豊かな歴史資

料・文化財を収集・保管し、次世代へ継承するとともに、その活用及び情報の発信を図ること、2番目に市民共有の知的資源としての歴史的公文書等を適切に管理し次世代へ継承すること、3番目に中央図書館の機能を連携させ、市民の郷土愛を育む機会を拡充することを目的にしています。

次に施設概要についてですが、延床面積が3,534.72㎡、構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上1階、地下1階の建物となっています。地上1階は展示エリアと交流エリア、地下1階が収蔵エリアと研究エリアで構成されています。市民の皆様が御覧になれる部分は地上1階部分になります。次に令和5年度の事業内容を御覧ください。今年度は主に建設工事、収蔵棚設置業務、展示製作業務を予定しています。また、道路については麓山一丁目10号線を工事予定です。さらに歴史資料館跡地整備測量設計を予定しております。事業スケジュールについては、資料のとおりですが、施設建設工事については本年2月から工事に着手しておりまして、完成は令和6年8月末を予定しています。併せて展示製作を実施してまいります。また令和5、6年度と道路工事に着手してまいります。令和5年度には歴史資料館跡地の測量設計、令和6年度には資料館跡地整備工事を進めてまいります。これらの工程を踏まえ、令和6年度中の開館を目指しています。次に、スケジュール内の枯らし期間について説明いたします。枯らし期間とは、建物が建築された後、建物のコンクリート部分から水分やアンモニア等の有害物質が発生することから、歴史資料、特に紙資料への影響を防ぐため、乾燥期間として一定期間を設けることとなります。

次に完成イメージですが、こちらは南西からみたイメージ図になります。手前の道路が文化通りになり、南側が正面玄関になります。また、東側の中央図書館と行き来するための渡り廊下を設置いたします。南側の正面玄関から北側に向けて傾斜があり、北側の玄関に通抜けができる構造となっております。南側から入ると地上1階、北側から入ると地下1階という構造となっております。また、現在の工事の進捗として本年4月末現在の写真を掲載しております。現在、杭を打つ工事をしており6月上旬を目途に作業しているところです。

教 育 長 委員の皆様から御質問はありますか。

阿部教育長職務代理者 麓山一丁目10号線は具体的にはこういった改良工事を予定していますか。

文化振興課長 令和5年度は、立体駐車場の拡幅等も含めた工事を行います。令和6年度は、中央公民館に抜ける道路工事を予定しています。

教 育 長 その他、何かありますか。

学校教育部長 議題に挙げてはいなかったのですが、本市の児童生徒のインフルエンザの流行状況について御報告いたします。昨日報告があったインフルエンザによる欠席児童生徒数ですが、小学生が124名、中学生が36名、計160名です。その内、3校4学級で学級閉鎖をしている状況であります。また、新型コロナウイルスで欠席している生徒ですが、小学生が18名、中学生が7名、計25名が欠席している状況であります。各学校においては引き続き換気、手指消毒等の基本的な感染対策に努めてまいります。

教 育 長 委員の皆様から何か御質問はありますか。
 その他、何かありますか。

(なし)

ないようですので、次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所 属 名	件 名
1	美術館	企画展「大川美術館コレクションによる「20世紀アート120」」について
		令和5年度常設展第1期について
		鑑賞学習対応について
		他部局との連携事業について
2	学校管理課	令和5年度郡山市立学校の児童生徒数・学級数・教職員数について
		令和4年度郡山市立学校教職員の長時間勤務状況について

3	教育研修センター	4月教職員研修講座等の実施状況について
---	----------	---------------------

教 育 長 各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

（「議案第18号」「議案第19号」「議案第20号」「その他（2）」の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。）

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

藤 田 委 員 直接、郡山市教育委員会には関係ないのですが、県の施設である郡山自然の家で昨年度まで行っていたアレルギー対応が、今年度から実施なくなりました。今まで乳、卵については柔軟に対応していたのですが、なくなりました。先日、こどもが宿泊学習に行ったのですが、3食すべて家庭で準備しないといけないということでした。県内の小中学生が使用する施設として、アレルギー対応に全く取り組まないことに疑問が生じました。今後、アレルギーを持つこどもの家庭から、何故対応してもらえないのかという声があがるのではないかと思いますし、家庭で3食準備するとなると食中毒の危険性も高まる恐れもあると思います。この点について、郡山自然の家は県の施設かと思いますが、指定管理者に対して県内の給食の提供状況を鑑みて、それに準ずるようなアレルギー対応の食事の提供をして欲しいと市からお願いしても良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

教 育 長 施設としては県の所管になるかと思いますが、食事の提供に対してアレルギー対応を行わないという話は聞いていますか。

学校教育部長 県から郡山市教育委員会に対して、アレルギー対応を行わないという情報は来ておりません。利用する団体に対して知らされていると思いますので、各学校の対応状況を調査しながら県と協議していきたいと思います。

教 育 長 どれぐらいの学校が影響を受けているか実態を把握する必要があるかと思いますが、県内の他施設の対応状況も確認する必要があるかと思いますが、また、アレルギー対応を行わないことに対して、保護者の方から意見をもらって

る事例があれば、それらを基にして県に対して情報提供や申し入れをしていくべきかと思います。

教育総務部長 市の施設として、青少年会館において食事を提供している事例があるかと思しますので、そちらについても確認したいと思います。

教 育 長 その他、事務局から何かありますか。

生涯学習課長 前回、お話があがりました、こどもの居場所について御報告をさせていただきたいと思います。まず、公民館の分館の運営についてですが、現在、地区の方に分館運営長を担っていただいております。インターネットの予約ではなく、運営長と相談のうえ、自由にお使いいただく形となっております。また、公民館として、こどもの居場所を設けているのは、安全面を考慮し、職員がいる公民館でのみ実施しております。次に、公民館に気軽に来ってもらうためにボードゲーム等を置くことについてですが、そうした仕掛けづくりをすることは大事かと思しますので、検討していきたいと思っております。また、若い世代に向けてSNSも活用してまいります。この度、お手元に配らせていただきました、「郡山市まなびLINE」を開設しました。生涯学習や美術館等でのイベントを発信しておりますので、委員の皆様もよろしければお友達登録をお願いします。

教 育 長 ぜひ、お友達登録をお願いします。その他、何かありますか。

(なし)

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和5年5月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後4時10分